

薬 第 1826 号
令和 6 年 7 月 29 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

薬局における薬剤師以外の者による調剤行為事案について（注意喚起）

日頃から、本府健康医療行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今般、大阪府内の薬局（以下、「当該薬局」）において、薬剤師以外の者が調剤を行っていた事案が明らかとなり、本日、本府より当該薬局に対して、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下、「医薬品医療機器等法」）に基づく業務停止処分を行いました。

府内では、令和6年3月にも同じ事案が明らかとなっており、薬剤師・薬局に対する府民からの信頼を大きく損ねるもので、大変遺憾です。

薬剤師の任務は、薬剤師法第1条において「調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする」とされており、調剤は薬剤師の業務であること、薬剤師として調剤に対して責任を有することを改めて認識していただく必要があります。

貴会におかれては、薬剤師以外の者による当該行為の再発防止に向けて、貴会会員に対して、注意喚起を徹底していただくようお願いいたします。

なお、薬剤師以外の者による調剤行為については、薬剤師法第19条、医薬品医療機器等法第8条（管理者の義務）、第9条（薬局開設者の遵守事項）等に違反するものであることを申し添えます。

【担当】

健康医療部生活衛生室薬務課
医薬品流通グループ 嶋田、関根
TEL：06-6941-0351（内線2552）
06-6944-7129（直通）
FAX：06-6944-6701